

何を聞き取るか？

『留意事項集』では、被害児童生徒の聞き取りに際しては、「心情に焦点を当てて、児童生徒の気持ちを尊重することが重要」とされています。その時、「対応する大人の側が思い込みや先入観にとらわれていないか、十分に自己を点検しながら対応する」ことが求められています。

一方、加害者への「聞き取り」に際しては別の留意が必要だと思っています。当然、「なぜ、そのような行為をしてしまったのか？」について、加害児童生徒にしっかりと向き合わせることは、対応上、大変重要ですが、初動の聞き取りの際には、加害者が行った「行為」とその時の「気持ち（理由や背景）」は明確に切り分けて聞き取ることが大切です。

まず、行うべきは「事実行為の確認と認定」です。被害者から訴えがあった行為、例えば、廊下ですれ違う時に目を逸らされた（逸らした）などが「実際にあったかどうか（行われたかどうか）」を聞き取り、確認します。そして、①事実行為の存在が確認できたもの（「あった」こと）、②事実行為の存在が否定できるもの（「なかった」こと）、③事実行為の存在は明確には確認できなかつたが否定しきれないもの（「あったかなかったか分からない」こと）に分類します。もちろん、確認と認定は、複数（当事者だけでなく周囲の情報も含め）の証言に基づき行います。

その上で、①について法によるいじめに該当するかどうかを組織で判断します。③については、行為は確認できなかつたものの、「もし行われていたならば」という仮定の下、いじめに当たるか否か判断することも行います。

ポイントは「聞き取り」と「判断」を明確に分けるということです。この方法では、個々の行為自体は軽微で些細にみえるかもしれません、被害者にとっては、それらが累積したダメージであることにも留意します。

行為の背景や理由は、加害者への指導・支援を行う上では重要ですが、そこに引きずられないか？常に意識しながら聞くと良いですね。（高橋）



生徒指導 Leaflet @ OKAYAMA リーフ

誰一人取り残さない岡山県の教育に向けて

いじめの 重大化を防ぐ

令和6年度に全国で発生したいじめ重大事態は1,405件。そのうち、いじめとして認知していたものが915件（65.1%）、いじめとして認知していなかったが、いじめに該当し得るトラブル等の情報があったものが206件（14.7%）だったそうです。残りのいじめとして認知していなかった490件（34.9%）は論外として、重大事態全体の約65%は、認知・把握した時点で適切に対処すれば、重大化しなかつた可能性がある事案と言えます。

重大化を防ぐには、積極的に認知することに尽きるのですが、この他に学校で留意すべきことはないのでしょうか？

Q. 「いじめの重大事態」は起きてはならないと思うのですが、重大化を防ぐために気を付けるべきことは何ですか？

A. 前号（Vol.23）でお話しした「いじめが起きないような集団づくり」と一見矛盾するかもしれません、トラブルがまったく起きないような環境で育った児童生徒が、社会の荒波を乗り切っていく大人になっていくか心配になる面もあります。

決して、いじめを推奨している訳ではありません。身边に起きたる些細なトラブルを、自ら（友達や大人の力も借りながら）乗り越えていく経験もまた大切であり、ここに学校の存在価値があるのも事実でしょう。要は、いかに重大化させずに、迅速に対処し、被害・加害どちらの児童生徒にとっても「学び」にしていくかが大切だと言えます。その点では、保護者の理解と協力は不可欠であり、「いじめ防止対策推進法（以下、法）」には次の様に規定されています。

（保護者の責務等）

- 第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

まずは、こういった法の理念を共通理解して、家庭と学校が手を携えて、いじめから子どもを守り抜くという「同じ方向」を向くことが、重大化を防ぐ上での基盤となるでしょう。

結果的に「重大化」させていることも反省

「法第28条1項」では、いじめの重大事態は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）と定義されており、事実関係が確定した段階ではなく、「疑いがある」段階で対応を開始しなければなりません。まず、この認識をもつことが大切です。

保護者との協働が最も重要

一方、毎年、過去最多を更新する重大事態を受け、こども家庭庁と文部科学省は、昨年11月『いじめ重大化を防ぐための留意事項集（以下、留意事項集）』を作成（右の二次元コードからDL可）しました。

この留意事項集は、過去に発生した32のいじめ重大事態報告書を精査し、「なぜいじめが重大化してしまったのか、どうすればいじめの重大化を止められたのか」について分析・議論したものです。分析された多くの調査報告書には「本来やるべきことができていなかった」「いじめの重大化を防ぐための取組が形だけとなっており中身が伴っていないかった」との指摘が共通して見られており、学校側の対応（特に初期対応）の不備により、結果的に「重大化」させてしまっているという点は真摯に受け止める必要があります。

『留意事項集』には、全部で15の留意事項が示されています（表）。留意事項ごとに「報告書から読み取れた重大化のプロセス」「対応のポイント」「チェック項目」で構成されています。これ以外にも留意すべき事項はありますですが、まずは、この『留意事項集』（同時発行の『研修事例集』も）をご覧ください。

参考までに「1-1 児童生徒の言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応」の「チェック項目」を以下にご紹介します。まず、この各留意事項の「チェック項目」の部分だけでも活用していただくことが、重大化を防ぐ第一歩になると思います。

チェック項目の例

- 児童生徒からいじめや人間関係トラブルについて相談があったときに、教室ではない場所など、他の児童生徒に会話が聞こえない安心できる環境で個別に話を聞くなどの工夫をしていますか。
- 児童生徒からの相談やいじめのアンケートへの記載について、事実を整理しながらいじめの内容を具体的に聞き取り、事実確認をしていますか。
- 児童生徒からの相談について、児童生徒の立場に立って状況や心情を理解し、児童生徒の希望を聞いて対応策を検討していますか。

POINT

『留意事項集』などから過去の教訓を学び、生かす姿勢が何より重要



『留意事項集』の
ダウンロードはコチラ

- | |
|-----------------------------|
| 1 いじめの重大化を防ぐための対応 |
| 1-1 児童生徒の言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応 |
| 1-2 言葉以外のサインの察知 |
| 1-3 特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解 |
| 1-4 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援 |
| 1-5 児童生徒が傍観者にならないための環境づくり |
| 1-6 いじめ対策における組織的対応 |
| 1-7 いじめを行った児童生徒への対応 |
| 1-8 地域の関係機関との連携 |
| 1-9 保護者・地域と協働したいじめ対策 |
| 1-10 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応 |
| 2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴 |
| 2-1 教職員の学級環境、児童生徒間トラブルへの慣れ |
| 2-2 進級・進学、転校等の環境の変化 |
| 2-3 交際関係の開始・解消、性的ないじめ |
| 2-4 インターネット・SNSにおけるいじめ |
| 2-5 閉鎖的な集団におけるいじめ |

表 留意事項一覧